



～要望書について～



2016年10月3日から11月11日まで行った要望アンケートや意見箱などを通して学生自治会へ寄せられた意見をもとに、学生自治会は要望書案を作成しました。そして要望書案は後期自治委員会総会で承認されたため、要望書となりました。学生自治会は要望書を大学に提出することで、大学に学生の要望の実現をはたらきかけます。

ここでは、要望書に記載されている内容について簡単に紹介します。要望書と要望書資料については学生自治会のウェブサイト(裏表紙に記載)に原文を載せていますので、そちらもご参照ください。



○成績開示に関する要望

● 成績評価を各項目について開示すること

本学の成績は主にレポートやテスト等の各項目から最終的にA+～Dの5段階で開示されます。また、テストの答えは返却されない場合が多くあります。

学生にとって成績評価や返却されたテストの答えは、復習を行う上での重要な資料となると学生自治会は考えます。

よって、学生自治会は成績評価を各項目について開示することを大学に求めます。

○学費に関する要望

● 奨学金制度を充実させること

本学では現在、日本学生機構をはじめとした様々な奨学金制度が導入されています。しかし、それらのうち給付型の奨学金を受けられる学生はごく一部であり、貸与型の奨学金は返済のための負担は決して小さくありません。平成30年度から導入されるとされている大阪府立大学独自の奨学金制度も、対象となるのはごく一部のきわめて優秀な学生のみです。

奨学金制度をより充実させることは、学生の学費負担の軽減につながり、学生は自身の望む学習に今以上に専念できると学生自治会は考えます。

よって、学生自治会は奨学金制度を充実させることを大学に求めます。

● 授業料の段階的減免制度を導入すること

本学では現在、学生の学費負担を軽減するために学生の成績や経済状況に応じて授業料の半額免除・全額免除を行う授業料減免制度が導入されています。しかし、現行の減免制度の基準では授業料の減免を受けたくても受けられない学生が存在します。

現行の減免制度の審査基準や減免の段階を見直し、より多段階の減免制度を導入することによって学生それぞれの状況に合わせて今以上に幅広く対応できるようになると学生自治会は考えます。また、これによって学生の学業に対する意欲の向上にもつながると学生自治会は考えます。

よって、学生自治会は授業料の段階的減免制度を導入することを大学に求めます。

○設備に関する要望

● 冷水機・自動販売機・ウォーターサーバーを増設すること

本学では現在、様々な場所に冷水機・自動販売機・ウォーターサーバーが大学や生協によって設けられています。しかし、学生はそれぞれの所属する学域や団体によって主として活動する場所が異なり、また学生によって希望する設備が異なります。

学生の要望や現状に即した各設備の増設は、より快適な学生生活の一助となると学生自治会は考えます。

よって、学生自治会は冷水機・自動販売機・ウォーターサーバーを増設することを大学に求めます。

○受講申請に関する要望

● 教養科目の受講申請を取り消せるようにすること

本学では現在、教養科目の事前抽選申請の後に必修・選択科目の受講申請が行われており、教養科目の申請期間は成績開示から数日間しかありません。また、受講が決定した教養科目については取り消すことができません。

教養科目の受講を取り消せるようにすることで、学生が教養科目の受講を初回の講義の後に再検討できるようになります。これによって、学生が自身の興味のある教養科目の受講により意欲的になると学生自治会は考えます。また、必修・選択科目は進級・卒業要件に直結するため、教養科目の受講を取り消せるようにすることで学生の誤申請などにも対応することができるようになりますと学生自治会は考えます。

よって、学生自治会は教養科目の受講申請を取り消せるようにすることを大学に求めます。